



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 決算対策(節税対策を中心に)

皆さんは、「決算対策」と聞かれて、具体的に何をイメージされますか？今回は、主に中小企業の決算対策について、ご紹介いたします。

1. 決算対策について

決算対策とは、その内容により、おおきく二つに分類することができます。

① 黒字化対策(赤字対策)

決算において、会社の業績をできるだけよく見せるための対策です。

具体的には、期中においては赤字ではあるものの、金融機関や主要関係先との取引関係を円滑に継続するため、最終決算での黒字を目指したり、赤字幅の減少を検討することをいいます。

② 節税対策(黒字対策)

合法的に税負担を軽減するための対策です。

「税負担の軽減」とは、つまり「資金流出の軽減」そのものです。資金繰りを考える上では、合法的な節税対策を検討することはきわめて重要といえます。

2. 決算予測と納税予測

決算2～3ヶ月前には、これまでの月次試算表の数値と決算日までの今後の業績見込みを勘案して、当期の決算予測と納税予測を行います。

決算月になってから、不動産を売却して、含み損益を実現することを検討しても、決算日までに買い手がみつからなかったり、価格面で折り合いがつかなかったりすることがよくあります。

決算間近になってから、あるいは決算日後に打てる対策はやはり限られてきますし、慌てて決算対策を講じたことで、後から後悔することも考えられます。

余裕をもって、決算対策を検討するためには、少なくとも決算2～3ヶ月前までには決算予想と納税予想をする必要があります。

3. 決算対策の前提条件

決算対策においては、正確な月次試算表が毎月定期的に作成されていることが前提となります。下記の項目が遵守されているか確認をします。

① 発生主義で売上・仕入が計上できているか。

- ② 月次棚卸が正しく実施されているかどうか。
- ③ 減価償却費が毎月計上されているかどうか。
- ④ 年払いの経費を月次で計上できているか。又は決算予想に織り込んでいるか。

4. 節税対策

決算日までに検討できる節税対策としては、下記のもの挙げられます。

- ① 固定資産の除却、売却
- ② 売掛金の回収状況の確認
- ③ 生命保険契約の加入
- ④ 経営セーフティ共済等の加入
- ⑤ 短期前払費用の特例の適用
- ⑥ 少額減価償却資産の取得
- ⑦ 広告宣伝費の支出
- ⑧ 人材採用・教育等の将来への投資
- ⑨ 古い固定資産の修繕
- ⑩ 決算賞与の支給

5. 決算日の変更

何らかの理由で多額の特別利益の計上が見込まれることが明らかな場合には、その利益が計上される前の月に決算期を変更することがあります。特別利益の計上を翌事業年度に繰り越すことによって、翌期の1年間で決算対策を検討する時間を作り出すことができます。

決算日の変更は、定款の変更に該当しますが、登記事項ではありません。臨時株主総会で決算日変更の決議を行い、税務署や都税事務所等へ決算日変更の届出を提出することで対応が可能です。

6. おわりに

決算対策として節税を検討する場合、損益計算書の当期利益の圧縮ばかりに目が向きがちです。

しかし、節税を重視するあまりに、会社の資金繰りが逼迫したり、財務内容が悪化したりすることがあります。場当たりの決算対策ではなく、自社の資金繰りや貸借対照表(バランスシート)への影響も考慮するなど、企業財務と連動して決算対策を検討することが重要です。

(担当:大鳥)